

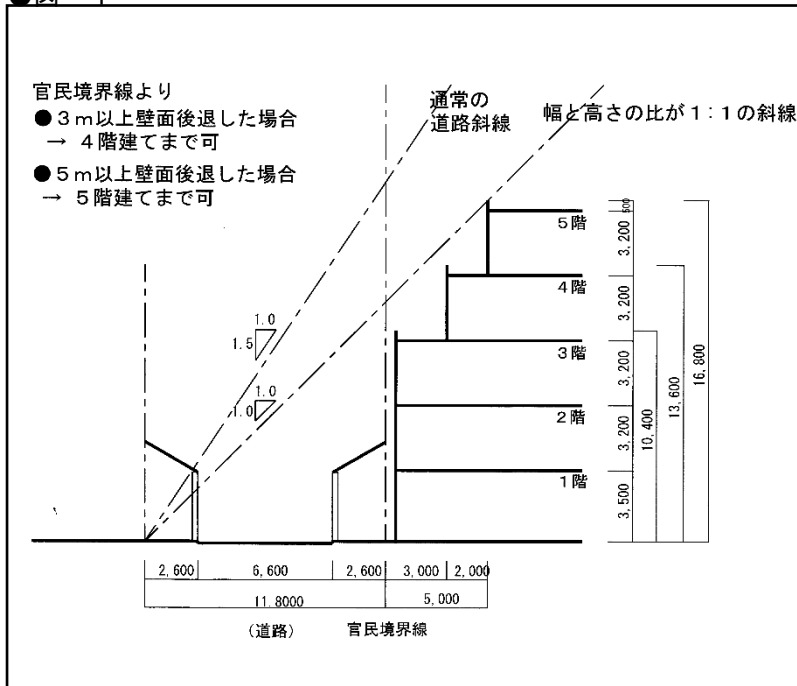
●まちづくりガイドライン（まちづくり協定細則）

項目	本町通り沿道エリア	宮川河岸エリア
建物用途	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の1階部分は原則、商業系施設とし、住宅等の非商業系施設は避けるものとする。 ・風俗関連業種（風俗営業法で規制を受ける業種）および危険物を取り扱う施設（ガソリンスタンド等）、パチンコ店やゲームセンター等の遊興娯楽施設、その他、まちづくり委員会で指定する用途の建物の立地は禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レストランやカフェ等、宮川の親水空間を活かした建物用途の立地誘導に努める。
建築形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・本町通り側の建物壁面は、アーケード街としての統一感を生み出すよう、極力隣地の建物壁面に揃えるよう努める。 ・道路の交差点に面する建物は、1階部分の壁面後退によって、来街者の溜まりやスムーズな通行のための小広場や隅欠きスペースの確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の建て替え、増改築を行う場合は、宮川の堤防の法肩から1.5mの壁面後退を行う。（河川区域内の建築規制） ・宮川側の街区での共同建て替えを誘導し、本町通りと宮川河岸を連絡する敷地内の公開通路の確保に努める。
建物高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・本町通りの適度の囲われ感と開放感のバランスを考慮し、建物の階数は原則3階までとする。 ・但し、建物の壁面後退距離に応じて、5階を最大限度とすることができる。（図-1参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川空間への圧迫感を避けるとともに、宮川の対岸や橋から統一感のある家並を形成するよう、建物の階数を原則3階までとする。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケードの形態との統一感を考慮し、切り妻平入りの屋根を基本とする。 ・陸屋根とする場合も、軒に庇を付加したり、蛇腹をつける等、彫りの深い表情になるよう努める。（図-2） ・勾配屋根には雪止めや融雪装置を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対岸側（三町）と一体となった統一感のある河川景観を形成するため、切り妻平入りを基本とする。 ・同左 ・同左
ファサード（建物壁面）	<ul style="list-style-type: none"> ・1階のファサードは店の内部の様子が外部に滲み出し、通りに楽しい雰囲気伝わるように、開口部を大きくとるよう努める。 ・シースルーシャッターの使用等により、閉店後もウィンドウショッピングが楽しめるようにする。 ・アーケードの屋根に隠れて目立ちにくい2階以上の建物ファサードについても、交差点等からは街の中遠景として目につくため、その美観に十分に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裏側的な表情を生み出す空調の室外機や物置、物干し場等は配置の工夫や塀、緑による修景を行い、河岸の街並みを整えるよう努める。 ・河岸特有の魅力ある風情を引き出すため、建物の彫りを深くする庇や、連子格子等の伝統的な建物意匠を積極的に取り入れる。

項目		本町通り沿道エリア	宮川河岸エリア
建築形態・意匠	色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の基調色は茶系又は無彩色を基本とする。 ・建物のアクセントカラーや看板文字は高彩度の色彩も可とするが、基調色との調和から青系や紫系は避けるものとする。 ・建物の仕上げ材料は、木質系や石貼り等、自然の風合いや温もりが感じられる材料を取り入れるように努める。 ・建物の壁面後退部分の床仕上げは、歩道の材料との連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・アクセントカラーも純色や彩度の高い色は避け、明度のコントラストでメリハリをつけるようにする。 ・同左
	照明 (夜間景観)	<ul style="list-style-type: none"> ・照明の光は色温度の低い、温か味のあるものを基本とする。 ・ネオサインや明滅する照明は禁止する。 ・ウィンドウショッピングが可能なように閉店後のショーウィンドウの演出照明にも配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左
看板・サイン	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・高山市屋外広告物条例（以下「条例」）による中心商業景観重点区域の屋外広告物の設置基準および関連法規（道路の建築限界等）を満たすものとする。 ・広告物は自家広告物に限るものとし、自店の店名、ビル名称、事業や営業の内容に関する表示のものとし、商品名やメーカー名等は原則として禁止する。 	
	屋上看板	<ul style="list-style-type: none"> ・設置禁止（条例による） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置禁止（条例による。以下同じ）
	壁面看板	<ul style="list-style-type: none"> ・取り付け位置や意匠は建物デザインとの一体性や調和に配慮したものとする。 ・個数は一壁面当たり2個までとする。 ・面積は一面につき5㎡以下とし、建物壁面の面積の1/10以内とする。 ・看板により窓面は覆わないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置禁止
	突出看板	<ul style="list-style-type: none"> ・設置個数は壁面ごとに1階部分および2階以上の部分にそれぞれ1個までとし、2階以上の壁面に設置する場合は建物の上端を超えないものとする。 ・面積は1階0.3㎡以下、2階以上は5㎡以下とし、出幅は1階60cm以下、2階以上は80cm以下とする。 ・1階に設置する場合は、楽しさや高山らしさを表現するクラフト看板や絵文字看板を積極的に取り入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置禁止。
	置き看板	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所は建物敷地内とし、歩道上の設置は原則、禁止する。 ・個数は1事業者当たり2個までとし、面積は1面が0.5㎡以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置禁止。

項目	本町通り沿道エリア	宮川河岸エリア
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・建物壁面後退部分や2階の窓台等を草花で飾り、季節感を演出するよう努める。 ・プラントボックスや草花は通り全体で一させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河岸に面する居住スペースやバックヤードには樹木や草花を植えて修景し、景観に潤いを与えるよう努める。 ・橋詰め等の要所では柳や花木等の植栽により、河岸らしい風情を作り出す。
施設等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の歩道のカラー舗装やアーケード、街灯、ストリートファニチュア等（以下「共同施設」と呼ぶ）は日常的に保守・清掃を行い、美観の維持に努めるものとする。 ・ストリートファニチュアの設置場所や設置個数、デザインについては、道路管理者との協議を踏まえ、通り全体のデザインとの調和や歩行環境に十分配慮して定める。 ・その他、共同施設の維持管理に関する事項については「本町会共同施設管理規約」に基づき適切に実施するとともに、別途定める長期修繕計画に基づき設備の修繕や更新に努めるものとする。 	
除雪等	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪期の除排雪は、高山市との協議に基づき、各建物利用者の責任において、決められた方法や時刻に行うものとする。 ・屋根からの落雪による人身・物損事故を避けるため、屋根の雪下ろしやその他の落雪防止策を適切に講じるものとする。 	
ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> ・各街区にゴミ収集場所を定め、指定された収集日に整然とゴミを出し、来街者や周辺住民に迷惑をかけないように努める。 	
荷捌き	<ul style="list-style-type: none"> ・商品等の搬出入や荷捌きについては別途、関係者による協議機関を設けて適切な交通環境の管理を実施し、通りの円滑な車両交通と歩行者の安全で快適な歩行環境を確保するよう努めるものとする。 	
空き店舗対策	<ul style="list-style-type: none"> ・既存店舗が廃業或いは退店し、空き店舗が発生した場合は、建物所有者は速やかに理事長に報告し、別途定める所定の手続きに基づき今後の方針について協議する。 	

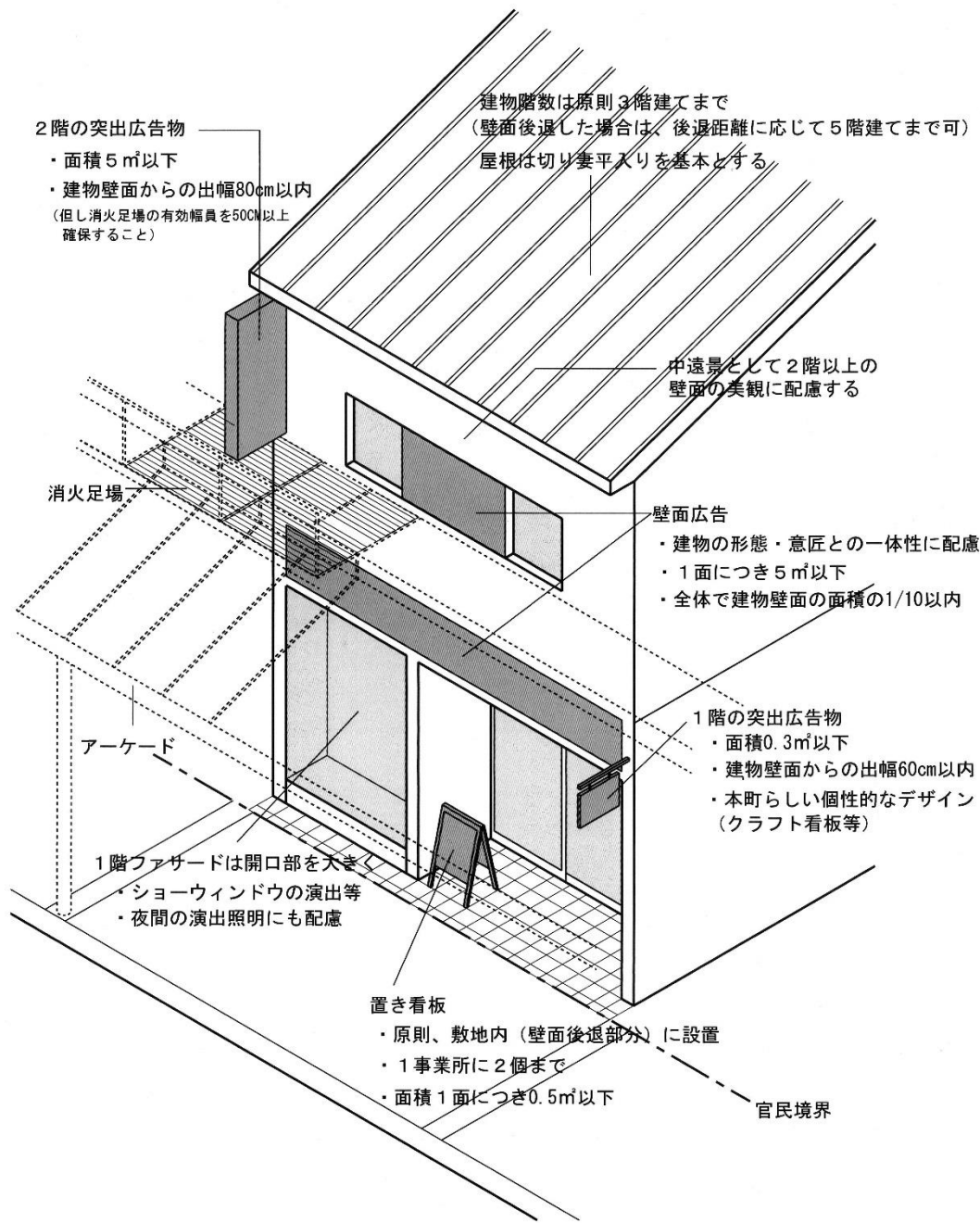
● 図-1



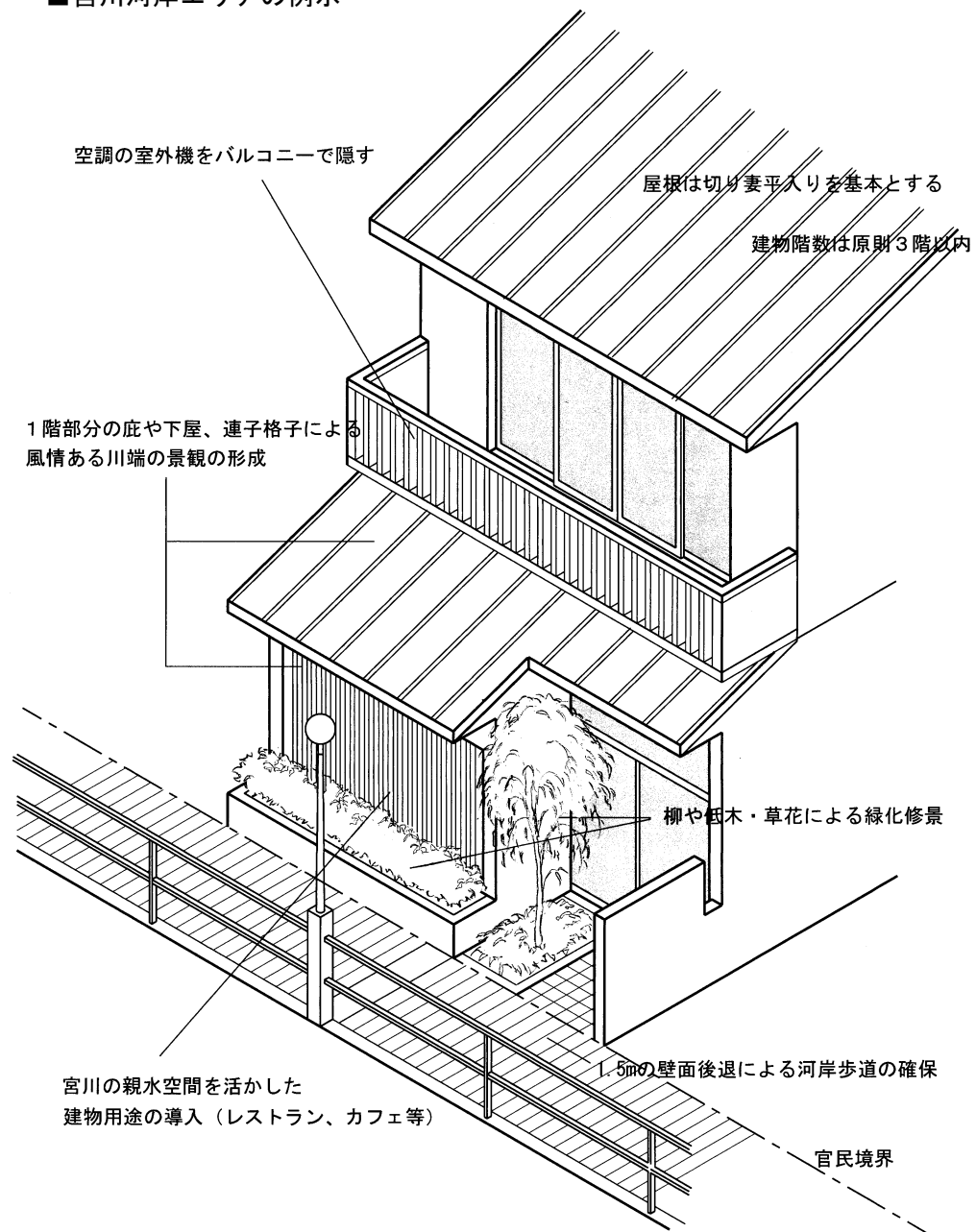
● 図-2



■本町通り沿道エリアの例示



■宮川河岸エリアの例示



●参考－屋外広告物における市条例と本町二丁目まちづくり協定の規制内容の比較一覧

広告物の種類	項目	エリア別基準の内容		
		市内全域（許可地域）		
			うち中心商業景観重点区域	本町二丁目（協定）
全体（共通）	種類	片面 1 m ² を超える電飾表示板は禁止	川沿いの両岸は広告物すべて設置禁止 自家広告、近隣施設案内広告のみ 屋上広告物は禁止	同左 自家広告物のみ 同左
	面積	全ての広告物の面積の合計が 50 m ² 以下		
	色彩	壁面広告、屋上広告の地色に原色の使用禁止（企業のCI カラーの緩和規定あり）	地色に原色の使用禁止、文字色は 3 色まで	同左
屋上広告物	個数	1 建物に 1 個（*）	禁止	同左
	面積	20 m ² 以下（*）		
	高さ	建物の高さの 2/3 以下		
壁面広告物	個数		一壁面に 2 個まで	同左
	面積	30 m ² 以下（*）、かつ建物の同一壁面の面積の 1/2 以下	1 面 15 m ² 以下、かつ壁面面積の 2/10 以下	1 面 5 m ² 以下、かつ壁面面積の 1/10 以下（*2）
突出広告物	個数	一壁面に 1 個（*）	（堅固な建物の場合も）一壁面に 2 個まで	壁面毎に 1 階および 2 階以上にそれぞれ 1 個まで
	面積	20 m ² 以下（*）	1 面 5 m ² 以下	1 階は 1 面 0.3 m ² 以下、2 階以上は 1 面 5 m ² 以下
	高さ	下端の高さが歩道上は 2.5 m 以上、車道上は 4.7m 以上		
	出幅	道路上へは 1m 以下		建物から 1 階については 60 c m 以内、2 階以上については 80 c m 以内
置き看板	場所			壁面後退部分等の敷地内
	個数			1 事業所につき 2 個まで
	面積		1 面 1 m ² 以下	1 面 0.5 m ² 以下

*：RC造や鉄骨造等の堅固な建築物の場合は制限なし